

# 小田原市立曾我小学校いじめ防止基本方針

(平成27年4月1日策定)

(平成28年4月1日一部改訂)

(令和3年4月一部改訂)

## I いじめ防止等に関する学校の考え方

### 1 いじめ対策の基本理念

本校を取り巻く地域は、つながりが強く、保護者や地域の方が温かく子どもを見守り、学校と協力して子どもを育てようという風土があります。

学校は、単級の小規模校であるためクラス替えがなく、子どもは固定された人間関係の中で6年間過ごします。絆の強い人間関係が築ける一方で、関係性が変えられず固定化した人間関係になる可能性があります。そのため、いったんいじめ問題が起きると人間関係の修復が難しくなる恐れがあります。

本校では、いじめ問題への対応は、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題であるという認識で臨みます。その上で、「いのちを大切に子ども」として、未来を担う子どもたちが地域で見守られながら健やかに成長する姿をめざします。

いじめを根絶するための理念として、次の5点を掲げます。

- いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人たちから子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることをはぐくむ教育活動の充実に取り組みます。
- いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての子ども、保護者、教職員等学校関係者、その他子どもに関わるすべての大人こどもが、いじめに対する正しい理解をもって、いじめの根絶に取り組みます。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであり、子どもたちの周りにいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、市が連携して取り組みます。
- いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得るものであり、すべての子どもが安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、すべての学校において、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- いじめは、子どもたちが所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めます。

### 2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、全ての大人たちの問題として取り組みます。いじめをしない、させない、ゆるさないためにも、地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めていきます。

### (1) いじめの未然防止

- いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育みます。
- 子どもたち一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組みます。
- いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等につわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育みます。
- 子どもたちが、自分の存在が認められていること、必要とされていることを意識できるよう、家庭や地域において、家族や大人たちとのふれあう機会を充実させる一方、大人たちは子どもたちの育ちに関心を持ちます。

### (2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見に向け、学校においては教職員が日ごろから、子どもたちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教員の資質や能力の向上を図ります。
- 定期的に行うアンケート調査等によって、常に子どもたちの状況を把握するとともに、子どもたちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努めます。
- いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえ、地域、家庭に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働きかけます。

### (3) いじめの早期対応・早期解決

- いじめには、チームで組織的に対応することを基本とします。学校においては校長・教頭・学級担任・児童指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、特定の個人が情報を抱え込む等の状況を起こさないように、組織としてきめ細かい対応をしていきます。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短時間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応をしていきます。
- いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた子どもを最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。
- いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該子ども及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

#### (4) 家庭との連携

- 子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むためには、学校での教育活動だけでなく、家庭での取組も重要です。
- いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた子どもといじめを行った子ども、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決します。
- いじめを行った子どもに対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行います。

#### (5) 関係機関との連携

- いじめを受けた子どもや、いじめを行った子どもが立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関の協力が必要な場合もあり、また、地域の青少年育成団体等の協力を得る必要がある場合もあります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処します。
- 「小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」を中心に、関係機関との適切な連携を図るとともに、学校においては、平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など情報共有体制を構築しておきます。

#### (6) 地域との連携

- いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しいケースも少なくありません。いじめを未然に防止していく上では、日ごろから、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められるようにします。
- 学校は主体的にPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築します。

## Ⅱ いじめ防止等に関する学校の考え方

本校は、小田原市学校振興教育計画、小田原市いじめ防止基本方針等を踏まえ、曾我小学校の基本方針を策定しました。策定にあたり、子ども、学校、家庭、地域がそれぞれ主体性を持ち、連携していじめ防止に努めるため、次に掲げるスローガンのもと一致協力していきます。

子ども その年度の児童会スローガン

学 校「子どもが自分のよさに気づき、お互いに認め合う心を育てよう」

保護者「親子でも、声に出して伝えよう『大切なあなたを守りたい』」

地 域「あいさつは、心のタッチ、ハイタッチ。いじめ防止はあいさつから」

## 1 いじめの未然防止のための取組

### 〔学校〕

- 稲作体験学習など体験学習を充実させ、学校内外の人と関わりながら、自分の役割や責任を果たそうとする態度を育てます。
- すべての教育活動を通して、道徳教育推進教員を中心に、全校で道徳教育に取り組み、道徳性を育てます。また、道徳と関連させて、人権教育により自分や他者を大切にする人権感覚を育てます。
- 日々の授業や行事の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを推進します。
- ストレスマネジメントや社会スキルなどコミュニケーション力を高める教育活動を充実させます。
- 性教育を充実させ、いのちを大切にすることを育てます。
- 縦割り班やあいさつ運動等の児童会活動を通して、好ましい人間関係を育てます。
- ネットいじめを防止し、情報を発信する責任や自分で情報の必要性を判断する力を身につける情報モラル教育を様々な場面で行います。その保護者に対し、必要な啓発活動を行います。
- 教職員の資質向上のための研修会を設定することにより、子どもが発する小さなサインを見逃さず、積極的ないじめの認知に努めます。

### 〔家庭との連携〕

- 保護者には、スクールボランティア活動への積極的な参加を呼びかけ、学校の教育活動や子どもたちについて理解を深めてもらうよう努めます。
- 子どもとの会話など日常的なコミュニケーションの大切さを家庭に啓発します。

### 〔地域との連携〕

- 地域で子どもを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所、等地域の人々とふれあう機会を増やします。
- 郷土愛を育てる「そが・はあと」を中心に、地域の方にはゲストティーチャーとして授業に協力してもらおう等して、子どもに他者を受け入れる心を育てます。

## 2 いじめの早期発見のための取組

### 〔学校〕

- 授業や生活の場面を通して子どもとの信頼関係の構築に努めます。
- 毎週1回の児童指導委員会で子どもの様子について情報交換、情報共有を行います。
- 定期的なアンケートで子どもの変化や実態把握を行います。
- 子どもがいじめを受けていると疑われる様子があるときに、スムーズに保護者が学校に相談・通報できるよう、プリントを作成したり懇談会や教育相談の機会に案内したりする等、相談・通報窓口を周知するための措置を講じます。
- いじめ問題に悩む子どもや保護者等が相談できる相談体制の充実を図ります。
- 県及び市が設置しているいじめに関する相談窓口の周知についても努めるとともに、市と学校相互の連携が円滑に進むよう必要な措置を講じます。

### 〔家庭との連携〕

- 家庭と学校の情報が共有できるよう連絡帳や電話相談、家庭訪問などを通して保護者と密に連絡を取ります。

#### 〔地域との連携〕

- 地域の方には、登下校時や地域の行事等で積極的にあいさつや声かけをお願いし、子どもの様子に変化があった場合は、学校に連絡してくれるようお願いいたします。
- 防犯パトロールなどの機会を生かし、地域の方から積極的に子どもの様子について情報収集を行います。

### 3 いじめの早期解決のための取組

#### 〔学校〕

- いじめを受けているという通報や、いじめを受けていると思われた時は、緊急会議を開催し、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その結果を市教育委員会に報告します。
- いじめを受けた子どもといじめを行った子どもが異なる学校に在籍している場合、双方の学校と学校設置者である市教育委員会の間で情報を共有して対処します。
- いじめがあったことが確認された場合には、学校は、いじめを受けた子どもを最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう、当該子ども及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該子どもの取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該子どもの家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該子ども及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組みます。

#### 〔家庭との連携〕

- いじめを受けた子どもといじめを行った子ども及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。

#### 〔地域との連携〕

- 保護者や地域住民の学校運営についての意見を反映する学校運営協議会での情報交換など、学校の抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

#### 〔関係機関との連携〕

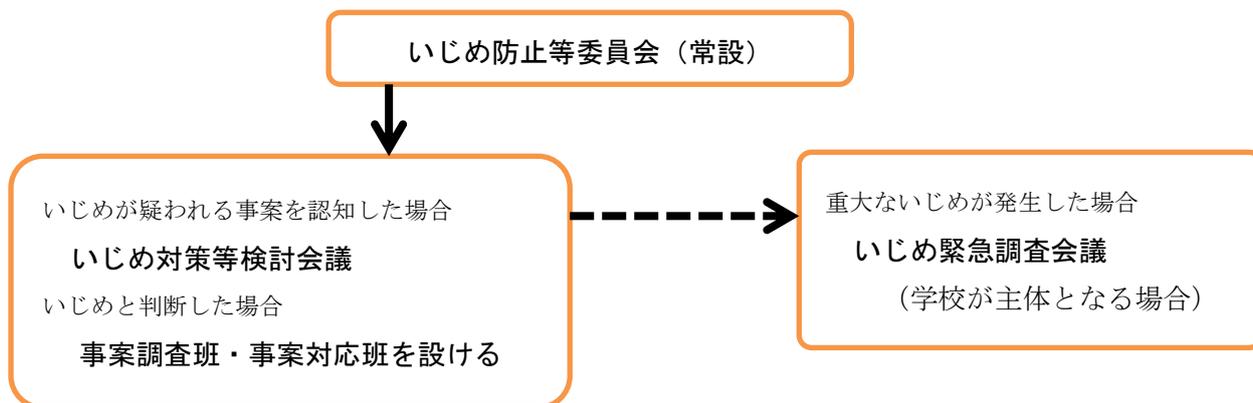
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。
- いじめを受けた子どもや、いじめを行った子どもの立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得るための連携を図ります。

### 4 広報・啓発活動

- いじめ問題は、大人たち全員の課題という意識を、家庭や地域など子どもに係わるすべての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて広報していきます。
- 保護者や地域のより多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることの重要性を伝えることで、いじめをしない、させない、ゆるさない地域社会の醸成を行います。またそのための啓発活動等を行います。

### Ⅲ いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取組

#### 1 組織の設置



#### 2 組織の構成員

##### ○いじめ防止等委員会（常設）

児童指導・支援教育部に位置づけたハートプロジェクトチームと校長・教頭・教務で構成する。

##### ○いじめ対策等検討会議

いじめ防止等委員会と担任で構成する。必要に応じて千代中学区スクールカウンセラーや市のSSW（スクールソーシャルワーカー）など第3者の参加を図る。

事案調査班と事案対応班に分かれる。

##### ○いじめ緊急調査会議（学校が主体となった場合）

いじめ防止等委員会と担任で構成する。必要に応じて千代中学区スクールカウンセラーや市のSSW（スクールソーシャルワーカー）など第3者の参加を図る。

#### 3 組織の役割

##### ○いじめ防止等委員会（常設）

- ・計画的に委員会を開き、未然防止や早期発見の取り組みについて、年間計画をもとにPDCAを話し合う。
- ・「曾我小学校いじめ防止基本方針」の改定や修正・変更等について話し合う。

##### ○いじめ対策等検討会議

- ・いじめと疑われる事案を認知した場合、「いじめ対策等検討会議」を緊急に開催し、いじめの疑いに関する情報の収集・記録・共有を行う。さらに、情報からいじめであるかないかの判断を行う。重大事態の発生の場合は、市に報告し、いじめ緊急調査会議をどのように設置するか判断を仰ぐ。
- ・いじめであると判断した場合、市教育委員会へ報告を行う。
- ・いじめであると判断した場合、事案調査班と事案対応班に分かれる。

事案調査班…子どもへの聴取、いじめの情報の収集・記録・共有

いじめられた子ども・保護者、いじめた子ども・保護者、周囲の子ども、など分  
担して担当

事案対応班…いじめられた子ども・保護者、いじめた子ども・保護者、周囲の子どもへの対応を  
検討する。

- ・管理職により対応を決め、職員会議で話し合った後、対応策に基づき解決を図る。結果により措置、対応について再び職員会議で話し合う。

○いじめ緊急調査会議（学校が主体の場合）

いじめ対策等検討会議と対応は同じ

#### 4 年間計画（別紙）

## IV 重大事態への対処について

### 1 重大事態

いじめが重大事態（法第 28 条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）であるかどうかの判断は、次の考え方により、学校が判断します。いずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

- (1) いじめを受けていた児童・子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ・自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- (2) いじめを受けていた児童・子どもが、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。)

(1) (2) の場合、学校は直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手します。子どもやその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たります。

### 2 重大事態発生の調査・報告

#### (1) 重大事態発生の報告

本校の子どもが、いじめを受けて重大事態に陥った場合、市教育委員会を通じて小田原市長に重大事態の発生について報告します。

#### (2) 事実関係を明確にするための調査

学校設置者である小田原市教育委員会又は学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた市教育委員会が判断します。

[判断の考え方]

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会が調査を実施します。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

[学校が調査主体となる場合]

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

### (3) いじめを受けた児童・子ども及びその保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。

当該情報提供を行うに当たっては、子どもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた子どもやその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の子どもや保護者に説明します。

### (4) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市教育委員会が実施した調査は、直接、市長に報告します。なお、いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた子ども又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する市教育委員会又は学校は、予め、そのことについていじめを受けた子ども又はその保護者に伝えておきます。

## 3 子ども・保護者への情報提供

### (1) いじめを受けた子ども及びその保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。

当該情報提供を行うに当たっては、子どもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた子どもやその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の子どもや保護者に説明します。

### (2) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市教育委員会が実施した調査は、直接、市長に報告します。なお、いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた子ども又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する市教育委員会又は学校は、予め、そのことについていじめを受けた子ども又はその保護者に伝えておきます。

#### 4 フローチャート（別紙）

## V その他

### 1 学校基本方針の点検と見直し

「保護者による学校経営アンケート」や「教職員による自己評価」、「子どもの授業アンケートや生活アンケート」等をもとに学校関係者評価委員会で評価・点検を行い、必要に応じて見直しを行います。また、見直しを行った場合は、学校だよりやホームページなどを通じて周知していきます。

## <資料>

### 関係する専門機関

○小田原警察署生活安全課 少年係

小田原市荻窪350-1 小田原警察署内 電話 32-0110

○神奈川県警察本部少年相談・保護センター 県西方面事務所

小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎2階 電話 32-7358

○小田原児童相談所

小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎2階 電話 32-8000（代）

○おだわら子ども若者教育支援センター（はーもにい）

小田原市久野195-1 電話 46-6073

### 学校からの報告等窓口

○小田原市教育委員会 教育指導課 指導係 電話 33-1684